



調停に関するシンガポール条約

令和2年8月

United Nations Convention on International Settlement Agreements Resulting from Mediation
(the “Singapore Convention on Mediation”, 2018)

資料 7

○ 概 要

国際的な商事調停により成立した**和解合意**について、**執行力**を付与するなどの共通の法的枠組みを定めるもの

- ・ 裁判外で行われる調停が対象（民間の調停人，調停機関等が関与するもの）
- ・ 「国際的」な和解合意が対象（当事者が異なる国に営業所を有する場合等）
- ・ 「商事」に関する紛争が対象（消費者紛争，家事紛争，労働紛争は対象外）
- ・ 裁判所が所定の要件について審査（公序に反する場合等は執行しない）
- ・ 留保宣言により条約の適用範囲を当事者の適用合意がある場合に限定することも可能



○ 経 緯

- ・ UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）作成。2018年12月20日，国連総会において採択。
- ・ 2019年8月7日，シンガポールにおいて署名式典を開催。米国や中国など46か国が署名。
- ・ 2020年8月現在，署名国53か国，うち締約国5か国（シンガポール等）。2020年9月発効予定。

○ 主な検討事項（国内法制との整合性）

【現行の国内法制】

- ・ 裁判所など国の機関が関与する「民事調停」や「裁判上の和解」等 → 執行力あり
- ・ 裁判外で行われる当事者間の和解合意（私法上の和解契約） → 執行力なし（※）

※ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）における認証紛争解決手続による和解合意について，執行力を付与することが議論がされたが，「今後も検討を続けるべき将来の課題」として見送られた経緯がある



✓ 諸外国の締結状況も注視しつつ，国内法制との整合性（当事者間の和解合意に執行力を付与することの妥当性）等の課題について，引き続き研究・検討を進める

【参考条文】

○ 民事執行法（昭和54年法律第4号）

（債務名義）

第22条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

一 確定判決

二～四の二（略）

五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（以下「執行証書」という。）

六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決（家事事件における裁判を含む。第24条において同じ。）

六の二 確定した執行決定のある仲裁判断

七 確定判決と同一の効力を有するもの（第三号に掲げる裁判を除く。）

○ 民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（和解調書等の効力）

第267条 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

○ 民事調停法（昭和26年法律第222号）

（調停事件）

第2条 民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立てをすることができる。

（調停の成立・効力）

第16条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

○ 仲裁法（平成15年法律第138号）

（和解）

第38条 仲裁廷は、仲裁手続の進行中において、仲裁手続に付された民事上の紛争について当事者間に和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあるときは、当該和解における合意を内容とする決定をすることができる。

2 前項の決定は、仲裁判断としての効力を有する。

3～5（略）

（仲裁判断の承認）

第45条 仲裁判断（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。）は、確定判決と同一の効力を有する。ただし、当該仲裁判断に基づく民事執行をするには、次条の規定による執行決定がなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる事由のいずれかがある場合（第一号から第七号までに掲げる事由にあっては、当事者のいずれかが当該事由の存在を証明した場合に限る。）には、適用しない。

一～八（略）

九 仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

3（略）

（仲裁判断の執行決定）

第46条 仲裁判断に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。）を求め、申立てをすることができる。

2～10（略）

○ 弁護士法（昭和24年法律第205号）

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第72条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。